

近畿税理士会

発行 平成20年1月

泉大津支部だより 20年新春号

No.19

発行／近畿税理士会泉大津支部 支部長 阪 広久
事務局 泉大津市二田町1丁目14-13 TEL/FAX 0725-21-6263
編集委員／石谷秀志・小柳孝平・竹尾公宏・小西儀孝・村上香世



龍頭山（ヨンドサン）釜山タワーの眺望

今やアジアでも有数の港湾都市に成長した釜山。1876年の開港直後に造られた釜山では最も歴史があり、そのシンボリックな龍頭山公園、釜山港を見下ろす丘の上にあり、豊臣秀吉の水軍を撃破した李舜臣の銅像が海に向かって立っている。

この公園に立つ釜山タワーから眺めると、躍進を続ける韓国経済を象徴するかのように、沖合にまで浮かんだ大型船の船影や、眼下のビルをはじめ、橋を挟んだ対岸の島に林立する高層アパート郡が一望できる。公園の麓東側はビジネスの中心街、臨海には「釜山国際旅客船ターミナル」などがあり、なお新施設の建設が進んでいる。麓南側はショッピングと飲食の街、国際市場やチャガルチ市場などもある釜山一の繁華街であり、終日人の波が途切れることのない一帯だ。

掲載の写真は10月中旬支部研修旅行に参加して韓国を訪れた時の1枚である。



(写真、文) 久保 慶明

20年新春号
主な内容

- | | | | |
|----|-----------------------------------|----|---------------|
| 1面 | 龍頭山（ヨンドサン）釜山タワーの眺望 | 6面 | 秋季支部旅行について |
| 2面 | 副支部長の新春挨拶 | 7面 | 会員異動・新会員自己紹介 |
| 3面 | 寄稿 「税務に関わり40年」
「開業一年数ヶ月を振り返って」 | 8面 | 告知板・原稿募集・編集後記 |
| 4面 | 第18回誌上研修
「中小企業のM&Aメリット・デメリット」 | | |



新年のご挨拶

副支部長 萬野 俊史

新年明けましておめでとうございます。

近畿税理士会泉大津支部の諸先生方には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は支部運営に対し温かいご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、年が明けても、新しい気分になれるのは、やはり個人の確定申告が終わってからという、職業的体内時計を感じているのは私だけでしょうか。

過年度の確定申告の税務相談では、年金税制の改正や消費税の課税売上免税点の引下げに伴い、会員の皆様には大変お世話になっております。今年は、さらに、e-Taxの向上というノルマ的な気分に追われながら、臨まれていることでしょう。

今後もこれら国税庁が行う電子申告の普及拡大や、「無料相談」のアウトソーシング化という問題について、われわれ税理士が対処すべき課題は次から次とあります。

今後、財政再建のため、消費税をはじめ税・財政改革の波が押し寄せ、経済はますます厳しくなることが予想されます。われわれ税理士は、「税の専門家」というプライドだけでなく、クライアントのため、社会のために何が出来るのか、というモチベーションを何時も持ち続けることが大事ではないでしょうか。そのためには、高い職業倫理をもって、税だけでなく、経済を的確に把握するための学習をすることで、日々の仕事に臨みたいものです。

阪支部長体制で半年が経過し、会員の皆様のお陰で会務運営はつつがなく順調に運ばれていることを、感謝いたしております。とくに、昨年は支部旅行で釜山・慶州を訪ね、会員相互の親睦をはかりました。途中、釜山中央税務署に立ち寄り、e-Tax先進国の韓国税務署の雰囲気に触れられたことがいい思い出となっております。

最後に、会員先生方のご健康とご多幸をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロポリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーサーバーレンタル
保養施設



税務に関わり40年

松本 博

私が税務に関係するようになって40年目に入りました。昭和43年3月高校を卒業して、枚方にある税務大学校大阪研修所普通科に入学し、簿記、会計、税法の世界を知ることになりました。普通高校出身の私には、経済のことなど全く理解がなく耳にすることが全て初めてのことであり、枚方の研修所は枚方市香里園にあり、非常に閑静なところで、研修所、寮、グラウンド、プール、食堂、入浴場など施設的には十分に満足できるものでした。部屋での生活は4人一部屋が基本的で、それぞれの個性を持ち、それぞれの個性をぶつけ合って、1年間の共同生活を送ることとなりました。

入所当時は皆緊張し、相手を見ながら生活していたものの、5月末位からはさすがに辛抱たまず、あちらこちらで喧嘩が発生して参りました。これも必要なガス抜きとなったわけで、喧嘩が一段落してくると皆の気心がよく分かり合えるようになって参りました。

ここの寮生は、九州、四国、中国、北陸、それに近畿から集まって来る訳ですが、たまたま私の周りだけなのか、四国出身の同僚に頭脳明晰な人が多いと感じたものでした。その中の一人で、昼間の時間中、講義を集中して聞いていたかは知らないが、平素は全く勉強しない人がいました。頭脳明晰は抜群で、試験直前に約400ページ程の参考書を完読するだけで、優秀な結果を出せるすごい人物とも知り合うことが出来ました。彼は粉河税務署を振り出しに、後に国税庁に転勤し、消費税法、通達を作る中心人物となりました。

研修期間1年が終わり、赴任先は堺税務署所得税課に配属され、仕事に、遊びに大いに燃えたものでした。当時大工左官の担当をしたこともあり、夜間しか連絡出来ず、夜中納税者に電話したりとか、計算してみると還付になり減額更正を打ち、上司から怒られたことなど、私の職業歴は意義のあるところからスタート出来たと有り難く感謝しています。



開業一年数ヶ月を振り返って

稲垣 成祥

お題が「開業の苦労話」ということなので、開業からの一年数ヶ月を振り返ってみたいと思います。平成18年7月の税理士登録時には、すぐ開業するつもりはなかったのですが、急遽開業することになり、自宅の一室を事務所として平成18年9月に開業しました。突然の開業宣言に妻も戸惑ったようですが、快く？同意してくれました。（当時、妻のお腹に2人目の子供がいる状況でした）

開業時は顧問先が数件で、家族4人が生活するには不十分というスタートでした。（現在も苦しい状態ですが…）

税理士事務所での勤務経験は有ったものの、事務所経営は初めての経験で、業務システムなどの備品の購入、報酬体系や顧問契約などの事務所方針の決定、全てを自分一人で決めていくという事が大変でした。事務所経営の悩みはつきず、正直、不安感や緊張感でいっぱいでした。

平成19年4月に業務システムの変更を決断しました。新システムの理解や移行作業は大変ですが、これが転機となり同業の先生や様々な方たちとの交流が増え、アドバイスや刺激をいただき、今後の進むべき方向が、少しずつ見えてきたように思います。

電子申告に関しては、まず自分自身の平成18年申告でやってみようと思いましたが、最終的にはやり方がよくわからず、時間もなくなり断念してしまいました。その後、平成19年9月申告の法人で第1号の電子申告をすることができ、現在、電子申告実践100%を目指して取り組んでいるところです。今後は書面添付にも取り組んでいきたいと考えています。

今のところ何の強みもない税理士ですが、「行動すれば次の現実」を実践し、一步一步着実に前進していきたいと思っています。



中小企業では、経営者の高齢化と事業承継が問題になっています。後継者が決まっていない企業が6割にも達して、後継者難が切実なものになっています。そこで後継者難の一つの解決策としてM&Aが評価されてきています。

M&A仲介大手企業の調査によれば、2006年に国内企業が関係したM&A件数は2775件で、05年より50件増え過去最高を更新しました。

これは10年ほど前の約2倍の件数です。このうち実に売り手の約75%を非上場企業が占めています。

M&Aの具体的なメリット・デメリットについてまとめてみました。

(1)M&Aのメリット（譲渡側企業）

M&Aの手法の一つである株式譲渡の場合のメリットとして次の3点が挙げられます。

①得意先や従業員に迷惑をかけない、②企業体質が強化されるケースが多い、③一般的に株主の手取り額が清算・廃業に比べると多くなる。

①について、得意先は従来通りの取引が可能であり、信頼関係が継続できます。また、従業員もそのまま継続雇用されるケースがほとんどです。

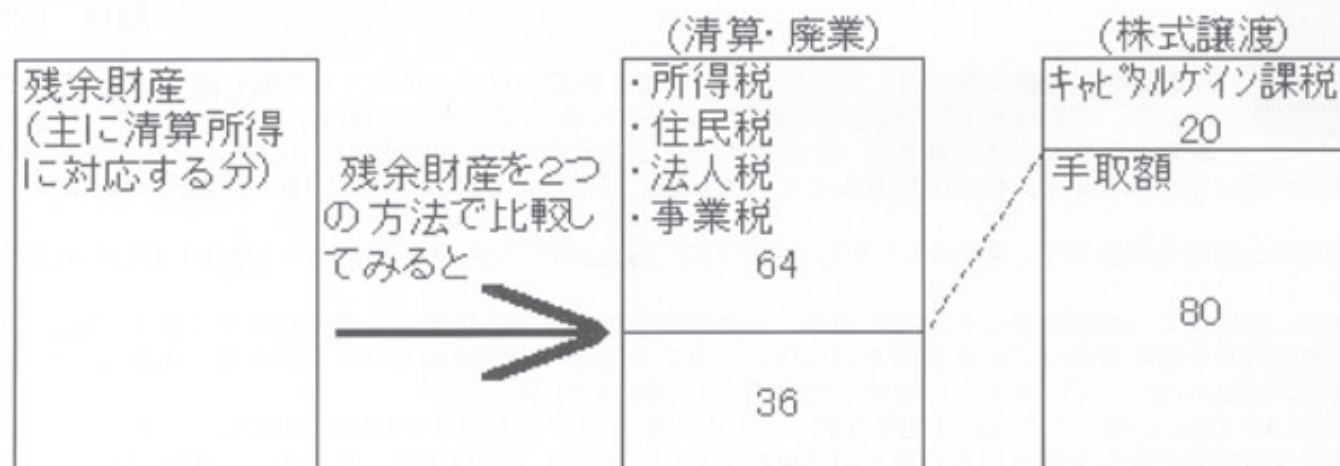
中小企業のM&Aは、救済型を除き「友好的なM&A」が基本となり、ノウハウや競争力の源泉である従業員はそのまま継続雇用となることが多くなっています。

②について、一般的に買い手となるのは、自社と同規模以上の企業であり、譲渡側企業は資本力のある企業の子会社となります。そのため、販路の拡大や資金繰り等に効果が出ます。

③について、会社が健全な状態であるというのが前提となりますが、税率等の違いで清算・廃業よりM&Aを選択した方が、株主にとって手取り額が多くなります。

一般的に清算・廃業の場合は、設備や在庫は二束三文でしか売却されないことが多く、また、清算所得がでた場合も、税金が法人・個人の両方にかかるため、どうしても手取り額が少なくなります。

一方 株式譲渡の場合は譲渡益に対して20%の課税だけで済み、設備や在庫は時価に修正されますが、原則としてそのまま引き継がれるため、結果として手取り額が多くなります。



(2)M&Aのデメリット（譲渡側企業）

M&Aのデメリットには、次の3点が挙げられます。

①M&Aの相手がかならず見つかるという保証はない、②社長の精神的負担が大きい、③風評被害を受ける可能性がある。

①について、M&Aを決断したから、すぐに相手が見つかるというわけではありません。ただし、譲り受けたい企業は多くっており、魅力のある企業であれば相手が見つかる可能性は高まります。M&Aの成約率は一般的に35%程度といわれており、中小企業ではもう少し低い状態です。

②について、M&Aが成約するまでは、可能な限り企業価値を高めるように、企業経営はこれまで以上の努力が必要となります。なお、M&A交渉は秘密裏に進める必要があるため、社長一人、あるいは一部の者に限られた形で進める必要があり、社長の精神的な負担が増えます。

③について、中小企業のM&Aの特徴の一つとして秘密性があります。もし「会社が売りに出ている」と噂が広まったら、得意先や従業員も不安を感じ、金融機関からは借入金の返済を求められるかもしれません。こうなると経営が立ち行かなくなり、M&Aどころではなくなります。情報が漏れて噂になるケースの最も多いのが、譲渡側企業の社長が第三者に話をしてしまうことです。十分な注意が必要といえます。

(3) M&Aのメリット (買収側企業)

買収側企業にとってのM&Aのメリットを一言で表現すると「時間をお金で買う」ということです。具体的には、次のとおりです。

①買収する企業の商圏をそのまま引き継いで商圏拡大を図ることができる、②従業員をそのまま引き継げば、技術やノウハウをそのまま引き継げる。③新規事業として買収した場合、リスクを最小限におさえることにもなる、④営業ツールやサービス内容を増やすことになる。

⑤手法によっては、許認可権を引き継ぐことができる。

このようにメリットが大きい反面、非常にリスクの高い経営手法といえます。デメリットをよく検討してから実施する必要があります。

(4) M&Aのデメリット (買収側企業)

次のようなデメリットがありますので、実施時には慎重に検討しましょう。

①譲渡企業の簿外債務を負う危険性がある、②M&Aの効果を発揮できず、本業の足を引っ張る危険性がある、③従業員の離反を招く危険性がある、④企業文化の融和がとれない危険性がある。

①の場合、株式譲渡など企業を丸ごと譲り受ける場合は、簿外債務や譲渡企業が結んだ契約などもそのまま引き継ぐことになります。事業譲渡（営業譲渡）の場合には簿外資産の引受は発生しませんが、中小企業のM&Aの多くが株式譲渡のため注意が必要です。

②について、考えていたよりM&Aの効果を発揮できない場合に、経営資源を投入する必要性が発生し、逆に本業の足を引っ張ってしまう危険性があります。

買収の決断の前に譲渡企業の事業内容をしっかり分析し、自社の経営と整合性及びシナジー効果が発揮できるかを見極める必要があります。

③について、譲り受ける会社の従業員に対する配慮を怠ると、離反を招く危険性があります。中小企業では従業員が持つノウハウ、技術等が重要な経営資源となっています。従業員とともに得意先もなくなってしまうケースもあります。買収先の従業員への配慮には細心の注意が必要です。

④について、買収側企業の文化を押し付けようとする、従業員の離反などの弊害が生じます。買収側企業は「買ってやった」というような高慢な姿勢で臨むのではなく、譲渡側企業の企業文化を尊重する必要があります。

参考文献： 株式会社 税経 「中小企業のM&Aメリットデメリット」
月刊戦略経営者 「売り手 買い手 双方が満足するM&A」

萬野先生の「アンニョンハセヨー！」の挨拶で幕開けした、今回の韓国への2泊3日の旅は、まずまずのお天気にも恵まれ、異国ならではのいろいろな体験を通じて、参加者一同、和気藹々と楽しんでまいりましたので、少しご報告させていただきます。

まずは、食べ物(笑)！ 1日目、カルビ焼肉、2日目、サムゲタン(鳥の薬膳スープ)、海鮮料理、3日目ブルコギ(すき焼きの様なもの)といったメインに加え、チヂミ(韓国のお好み焼き)や石焼ビビンバ、冷麺などのごちそうをおなかいっぱいいただきました。また韓国の習慣では、食べきれないほど料理を出すのが店側の「おもてなし」ということらしく、注文した料理以外にもキムチやナムルなどいろいろな小皿が常についてきて、なくなるとすぐ補充されるのが驚きでした。

次に、観光は、2日目に慶州の仏国寺や石窟庵といった世界遺産や、天馬塚古墳群をまわり、仏像や建造物の模様などをみていると、日本との深いつながりを感じました。また青磁の窯に案内され、焼き物のできあがるまでの、おばあさんの日本語での上手な説明に思わず皆拍手でした。3日目の釜山市内の観光では、龍頭山公園、国連墓地、国際市場、チャガルチ市場といったところを見学しました。国際市場では衣料品、電化製品や生活用品などが山積み、チャガルチ市場では魚介類がいっぱいで、圧倒されました。



初体験としては、宿泊先の釜山ロッテホテル内にあるカジノに挑戦したことと、あかすりです。カジノでは、小心者の私は、掛金の1万ウォン(約1300円)を使ってしまうと、後は勝負師の某先生方を応援しながら、ようやくルーレットのゲームを理解しました。

あかすりのお店では、サウナ(みなさんと窯の中で一緒しました！) & ヨモギ蒸し(女性のみ) & あかすりなどがコースになっていて、文字通り日頃の垢をおとしてきました。

もう一つ、外国の税務署を訪問したのも初体験です。釜山税務署では突然の訪問にもかかわらず、総務課長さんが快く出迎えてくださいました。署の玄関に電子申告を呼びかけているらしき看板があったのには、いずこも同じと苦笑しながらも興味深かったです。

最後になりましたが、添乗員の新日本旅行サービスの藤井様、現地案内の朴様、また企画を始めとする旅行全体のお世話をしてくださった厚生委員の皆様にご感謝いたします。



<会員の異動>

平成19年11月30日現在 会員 105名

(内税理士法人2)

入 会

平成19年7月7日 永谷 博子 先生 (堺支部より)

事務所: 〒592-0005 高石市千代田3-4-7

TEL 072-264-0013 FAX072-264-2257

平成19年11月17日 神原 好美 先生 (東支部より)

事務所: 〒595-0012 泉大津市北豊中町1-6-25-608

TEL 0725-39-9333 FAX 0725-39-9333

退 会

平成19年8月4日 吉岩 秋夫 先生 (御逝去)

(御冥福をお祈りいたします。)

平成19年11月30日 佐藤 幸雄 先生 (業務廃止)

転 出

平成19年8月22日 植野 元三 先生 (堺支部へ)

新 会 員 自 己 紹 介



永谷 博子 昭和45年5月6日生 (登録番号: 92317)

(趣味・特技)

旅行、観劇です。

旅行は、毎年計画から楽しみにしていて、子供達がまだ幼いため、北海道や沖縄に行ったりと国内が多いですが、もう少ししたら海外も挑戦したいです。

観劇は、最近ご無沙汰ですが、ミュージカル、オーケストラやバレエ公演などが好きです。

(支部へのメッセージ)

今までは、堺支部で補助税理士として仕事をしてきましたが、今回新たに開業することになり、初心に戻り頑張っていきたいと思っています。至らない所も多々あるかと思いますが、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

(今後の抱負)

何でも相談しやすい親しみのある税理士として成長していけたらと思います。

支部行事 告知板

電子申告について

「電子申告に関するQ&A」を別冊で同封いたしましたので、皆様の参考になりましたら幸いです。

研修委員会より

本会で既に運用されています「研修受講記録管理支援システム」を当支部の研修におきましても今年の4月以降、本格的に運用します。研修の際には研修受講カードを提示していただきますので、ご準備の方どうぞ宜しくお願い申し上げます。

原稿・写真募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。
ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

原稿は、趣味・エッセイ・業務に関すること・日ごろの疑問等・テーマはご自由に、是非とも御寄稿お願い致します。

写真も募集いたしておりますのでお送り下さい。
撮影場所等記載の方よろしく申し上げます。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますのでその際にはご了承下さい。



お問い合わせは、広報委員会 石谷秀志まで
TEL0725-55-3461 FAX0725-55-3464
e-mail tax-acc@zeus.eonet.ne.jp

広報委員会より

平成19年8月25日付けで発送いたしました「泉大津支部会員名簿作成アンケート」の結果を報告いたします。

支部会員数103名のうち52名の回答があり、各項目ほとんどの先生方の賛成を頂戴しました。また、全ての掲載に反対の方も一部いらっしゃいましたので、その点も配慮しながら、作成費用予算の総会での同意が得られましたら、来年度に作成していくことになる可能性がございます。その際には、支部の多くの先生方が掲載された充実した名簿を目指したいと存じますので、是非とも御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

編集後記

新年おめでとうございます。

税理士にとっての新年は、3月15日を過ぎてようやく感じるものかも知れません。所得税の確定申告が近づいていますが、一年に一度、この時期にだけ接触する関与先も多いのではないのでしょうか。過ぎた一年の異動を確認し、扶養家族の増減、医療費控除の有無など所得控除に係る情報を尋ねます。申告書記載項目として数字で表現されるだけの無機質な事項にしろ、思いを巡らせば、例えば愛娘を嫁がせる結婚式に涙した時間や、病にしみながら暮れなずむ茜色の秋の夕暮れを見つめていた空があったのかもしれません。前年に比べて扶養控除38万円減、たったそれだけのことでなく、そのうしろにある風景を感じながら、これからの時期を迎えます。

この支部だよりも、さまざまな思いを重ねて新年号をお届けしています。

ふっと感じたこと、税法のこと、どんなことでも結構ですから、思いを寄せてくだされば、風景を共有できるはず。いつも寄稿をお待ちしています。

(k.k)